

○静岡県優秀技能者功労表彰に関する要綱

制 定 平成 元年 7月 11日 告示第 646号
改 正 平成 18年 10月 24日 告示第 976号
改 正 平成 28年 4月 1日 告示第 474号
改 正 令和 5年 6月 9日 告示第 392号の2

静岡県優秀技能者功労表彰に関する要綱を次のように定める。

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県内の優れた技能者を表彰することにより広く社会一般に技能尊重の気風を浸透させ、もって技能者の地位及び技能水準の向上を図ることを目的とする。

(表彰の種類)

第2条 この表彰は、優秀技能者功労表彰とする。

(表彰者及び被表彰者)

第3条 表彰は、次の各号のすべてに該当する者について、知事がこれを行う。

- (1) 極めて優れた技能を有すること
- (2) 表彰に係る技能を有する職業に現に従事していること
- (3) 技能を通じて技能者の育成又は技能に関する工夫改善を図ること等、産業の発展に寄与したこと
- (4) 他の技能者の模範と認められること

(表彰の方法)

第4条 表彰は、毎年1回、知事が別に定める日に賞状及び賞品を授与して行うものとする。

(授与数)

第5条 被表彰者の数は、30人程度とする。

(候補者の推薦等)

第6条 市町、産業団体、職業訓練機関、事業所等の代表者等は、表彰に値すると認める者があるときは、その者を被表彰候補者として推薦する。

- 2 満20歳以上の者（以下この項において「推薦資格者」という。）は、表彰に値すると認める者があるときは、その者（当該推薦資格者の配偶者及び2親等以内の親族を除く。）を被表彰候補者として推薦することができる。
- 3 被表彰者の選考を行うに当たっては、専門の知識又は経験を有する者の意見を聞くものとする。

(厚生労働大臣の行う卓越した技能者表彰への推薦)

第7条 厚生労働大臣が行う技能者表彰の被表彰候補者については、この要綱によって表彰を受けた者のうちから推薦するものとする。ただし、これにより難い場合にあっては、知事が別に定めるところにより、推薦するものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技能者の表彰に関し必要な事項は、別に知事が定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 静岡県優秀技能者賞揚規程（昭和44年静岡県告示第479号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の第7条の規定は、令和5年3月17日から適用する。